

# 事業の全体スケジュールと環境アセスメントの流れについて

## (仮称) 忠岡地域エネルギーセンター等整備・運営事業とは

- ▶忠岡町では、令和5年2月8日に大栄環境株式会社、三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社、有限公司ショウワメンテナンスの三社から構成される事業グループと「(仮称) 地域エネルギーセンター等整備・運営事業公民連携協定」を締結し、公民連携によるごみ処理を進めています。
- ▶事業は大きく「中継処理期間」と「新施設処理期間」に分かれます。
  - ・「中継処理期間」とは、既存クリーンセンター敷地内に事業グループが建設するごみ中継施設において、忠岡町のごみを大型車に積替えて、三重県伊賀市の民間処理施設に処理委託を行う期間で令和6年度から令和14年度を予定しています。
  - ・「新施設処理期間」とは、既存クリーンセンター敷地内に事業グループが建設する一般廃棄物・産業廃棄物混焼炉において、忠岡町のごみの焼却を行う期間で令和15年度から令和44年度を予定しています。

## ▼事業のスケジュール（新施設の供用は多少前後する可能性があります。）

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16
<b>基本協定</b>	基本協定 締結 ●												
<b>ごみ中継事業</b>	実施協定 締結 ●	施設整備工事		ごみを積み替えて、民間処理施設に委託処理									
<b>地域エネルギーセンター</b>	実施協定 締結 ●		施設設計、環境アセス、許認可			施設整備工事							
<b>施設稼働・供用開始</b>			令和7年10月現在									供用開始	

## ▼ごみ中継処理状況



## アセスメント手続の進捗について

- ▶環境アセスメント制度は、事業者が、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の実施にあたりあらかじめ環境影響評価を行うとともに、事業の実施以後に事後調査を行うことにより、環境の保全について適正な配慮がなされることを目的とする制度です。
- ▶事業者は、環境アセスメントを実施する環境項目や方法を記載した「方法書」、環境アセスメントの結果や環境保全のための措置等を記載した「準備書」、知事の意見を勘案して、準備書の内容に検討を加えた「評価書」を作成し、事業実施を行うこととなります。
- ▶今回は、上記の環境影響評価方法書の内容について、関係市町村長の意見として大阪府知事に提出するに当たり、専門的かつ多角的なご意見をいただくため、忠岡町環境保全審議会へ諮問されました。